

第IV部 計画の推進

第1章 総合的な高齢者施策を推進するための体制

1. 介護保険運営協議会の設置

朝来市では、介護保険事業の運営に関する課題に適切に対応するため、有識者、保健・医療・福祉関係者、被保険者等で構成される「朝来市介護保険運営協議会」を設置しています。

協議会では、介護保険サービスの利用に関する実態調査の結果や利用者からの相談、苦情の内容等をもとに、事業運用の課題やサービス提供状況を把握・評価し、その解決方法等を関係機関と協議するなど、事業の円滑な運営に向けた取り組みを行います。

2. 官民一体となった計画推進体制の整備

本計画の様々な施策の推進にあたっては、行政だけでなく、市民・企業・サービス事業者・関係団体等との協働のもと、相互が連携し、官民一体となって取り組むことが必要となります。

そのため、朝来市介護保険運営協議会とともに、高齢者施策全般の推進と充実といった観点から、より幅広い保健・医療・福祉関係者によって構成される「朝来市地域包括支援センター運営協議会」と一体となって、毎年度計画の実施及び進捗状況の点検、評価を行います。

3. 関係機関相互の連携強化

保健・医療・福祉分野における関係者等で構成される「地域ケア会議」を活用し、実務レベルでの事業の調整や情報交換、意見交換の活発化を図ります。

また、「朝来市地域包括支援センター運営協議会」など、関連する多様な組織間の連携を強化し、高齢者や家族のニーズに即した総合的かつ効果的な高齢者施策が展開できるよう体制の強化に努めていきます。

4. 医療サービスの充実

医師会や歯科医師会等との連携を強化し、市民に必要な医療体制の確保や保健福祉サービスの充実に努めていきます。

また、高齢者が気軽に相談し、自分の健康状態等を的確に把握できるよう、かかりつけ医制度を普及するとともに、かかりつけ医から専門医、総合病院等への連絡体制の強化を図ります。

第2章 役割分担

高齢者の健康づくりや生きがいつくり、介護家族への支援を行っていくためには、行政における保健福祉サービスの充実とともに、高齢者本人、家庭・地域社会、企業、サービス事業者、関係機関・団体等がそれぞれの役割分担のもと、協働により一体的に取り組むことが重要です。

朝来市は、その特性である豊かな自然環境や培われてきた伝統・文化、そして地域の健康福祉資源（人や施設）を背景として、地域を構成する人や組織が主体的に健康づくりや福祉にかかわり、支え合いや助け合いのもとでいきいきと活躍する、保健福祉の充実したまちづくりを進めます。

①高齢者本人

- ・ 運動・食事・休養、心の安定、定期的な健康診断の受診など、若い頃から健康に心がけ、「自分の健康は自分でつくり守る」という認識のもと、自ら健康づくりに積極的に取り組みます。
- ・ 地域での活動に積極的に参加し、地域における助け合いの推進に参画します。
- ・ 知識・技術・経験による貢献をはじめ、生きがいをもち、いきいきとした生活の創造に努めます。
- ・ 心身機能が低下しても、安全快適に過ごせる住まいづくりに努めます。
- ・ 保健・医療・福祉サービス及び介護保険制度についての理解を深め、必要な時に的確に利用できよう努めます。

②家庭・地域社会

- ・ 高齢者や障害のある人に対して偏見のない、思いやりの心を育む家庭教育に努めるとともに、高齢者等が生きがいをもち、地域社会の一員となって生活できるよう支援します。
- ・ 朝来市の保健福祉制度、介護に関する知識を身に付け、理解や関心を高めるよう努めます。
- ・ 防犯・防災対策、高齢者の閉じこもりや孤立の防止など、見守り体制を地域で築き、安全・安心な地域社会づくりを促進します。
- ・ 地域行事の充実、グループ活動の育成やあいさつ運動など、世代間交流の活発化に努めます。

③企業

- ・ 介護休暇制度や家庭介護を支援する制度、ボランティア休暇制度等の導入により、従業員の保健福祉分野での活動を支援するよう努めます。
- ・ 職種拡大や条件緩和、雇用継続、再就職促進等による高齢者の雇用促進に努めます。
- ・ 定年退職予定者等に対して、生活設計や社会参加等の研修を行ないます。
- ・ 福祉活動への参加や資金援助、施設開放等、企業ぐるみでボランティア活動に積極的に取り組み、地域社会との交流に努めます。

④サービス事業者

- ・ 利用者の人権や主体性を尊重した良質なサービス提供に努めます。
- ・ スタッフの技術・知識の向上を図る研修等を行ない、サービスの質の向上に努めます。
- ・ 高齢者や障害のある人等だれもが安全かつ快適に利用できる施設整備に努めます。

⑤関係団体・機関

- ・ 老人クラブ等は、ボランティア活動や地域での助け合いに主体的に参加するとともに、交流活動や地域活動の推進、健康づくりや介護予防を踏まえた活動に努めます。
- ・ 民生委員・児童委員は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、朝来市と家庭、援護等を必要とする高齢者等との調整役として努めます。
- ・ 地域包括支援センター、委託事業所、市社会福祉協議会など、高齢者やその家族等と接する窓口を持つ機関は、相談体制や情報提供の強化に努めます。
- ・ 市社会福祉協議会は、ボランティア活動の啓発・支援に努めるとともに、地域福祉活動の中心的役割となり、地域に密着したきめ細かな活動を推進します。
- ・ 保健センターは、市民の自主的な健康づくりや介護予防、疾病予防の推進に努めるとともに、市民の健康度を評価し、必要な保健サービスを提供します。
- ・ 医療関係の機関や団体は、リハビリテーションや訪問看護などの医療系サービスの充実に努めるとともに、市の保健サービスへの協力など医療と保健の連携に努めます。
- ・ シルバー人材センターは、行政及び企業等との連携のもと、高齢者の就労機会の拡大を図るとともに、援護を必要とする高齢者等の多様なニーズに対し、家事援助をはじめ機動的な対応に努めます。

⑥行政

- ・ 市民ニーズにそった保健・医療・福祉施策の充実をはじめ、生きがい・就労・生涯学習・住宅・生活環境など、総合的な高齢者施策を推進します。
- ・ 計画の目標を達成するために施設や人材等の基盤整備を推進するとともに、関係機関との連携や従事者の資質向上に努めます。
- ・ 保健福祉サービスの周知を図り、利用意識の啓発に努めます。
- ・ 行政計画の策定や推進にあたっては、市民の参画・協働機会の拡充を図ります。
- ・ ボランティア活動や市民による地域福祉活動を積極的に支援します。
- ・ 介護保険事業の円滑・適正な運営に努めます。